

一 般 質 問

平成27年12月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	3番 峯尾 進	(1) 地域福祉への自治会支援は (2) 砂利採取地対策協議会の経緯とこれからの採取地の展望は
2	9番 原 憲三	防災対策の現状を問う
3	2番 井上 泰弘	人口減少と少子化対策について
4	12番 小清水 招男	自治会への地域担当制について
5	1番 加藤 久美	(1) ごみ出し困難な世帯におけるごみ収集について (2) 小中学校での災害用ヘルメットの導入について (3) こども園における園内連携と安全対策等について
6	7番 尾尻 孝和	(1) TPPの中井町産業に及ぼす影響と対策・対応は (2) 比奈窪バイパスの安全対策を
7	10番 岸 光男	平成28年度の予算編成は
8	8番 戸村 裕司	(1) 民生委員・児童委員を「支える」体制づくりを (2) 「仕分け作業」で行財政改革を

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

【問】 1 (1) 地域福祉への自治会支援は

3番 峯尾 進

日本の高齢化は社会問題であり、本町でも10月1日現在の住民基本台帳人口は9,713人で、内高齢者は2,916人で、高齢化率30.02%となっています。

中でも、一人暮らしや子どもとは別に世帯を構える高齢者夫婦世帯もあり、先行きどちらかが病気や不慮の事故などにより一人暮らしになる可能性もあり、高齢になると自治会に迷惑をかけるとの理由などにより退会希望者が増え、行政に対し孤立無縁になる事などが予想されます。

自治会においても支援する事が必要だと思いますが、各自治会においても役員など高齢化が進み、予算の縮小など多くの問題を抱えており、地域によってその課題も様々であり、町から提供を受ける公平で画一的なサービスだけでは対応できない状況下にあります。

高齢者対策も言われて久しい今日、町においても地域福祉問題に各自治会独自の要望や特色に沿ったきめ細かい具体的なプランを示して頂き、自治会との協働の取り組みと自治会の役割を明確化することが必要であると考えます。

そこで質問ですが、自治会住民などによる地域の特色を活かした支援のしくみ作りは。

【町長答】

近年、急速な少子高齢化や核家族化等の進行により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増え、価値観や生活習慣の多様化等により、家族や地域住民相互のつながり、支え合いが希薄化するなど、地域における生活や福祉を取り巻く環境は、大きく変化しております。

こうした中、本年実施した自治会アンケート調査でも、議員ご指摘のように、高齢者世帯等の自治会退会の問題が課題となっていることが伺えます。

そのようなことから、更なる地域福祉の向上や、地域コミュニティの活性化が求められており、地域で高齢者が孤立することがないように、従来の見守りや、生活支援等の公的な福祉サービスに加え、地域のつながり、支え合いによる「共助」の取り組みが、改めて必要と考えます。

これらを踏まえ町では、地域福祉の担い手の役割がますます重要と考え、地域福祉コーディネーター研修を実施するとともに、社会全体で高齢者を支える地域包括ケアシステム実現のため、地域の課題を把握し、ネットワークの構築に向けた政策形成などを目的とした、保健福祉の関係者等による「地域ケア会議」を、本年度より開催しております。今後は、地域の実態や特色に即した活動支援が図られるよう、自らの取り組みへの支援や、課題解決に向けた具体的な取り組みなどを協議してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

【問】 1 (2) 砂利採取地対策協議会の経緯とこれからの採取地の展望は

3番 峯尾 進

砂利採取地について、昭和40年に田中地区の砂利採取が始まり半世紀の歳月が経ちました。中井町においても建設土木関係など地元経済の一翼を担い、また砂利採取税などで大きく貢献し功績があると評価致すところです。

現在は採取量も減り、また返還復元に向けた埋め立ても行われています。112ヘクタールに及ぶ広大な採取地については、時代の変遷や農地の再利用について50年前とは大きく状況が変化しており、砂利採取後の跡地利用など、これから10年先を見据えて道筋をつける必要があると考えます。

町においてもその主導的な立場にて、県・砂利採取業者・地権者・住民など多く意見を求め、理解を得られながらの発展的な推進と対応を期待致します。そこで質問です。

- 1、砂利採取地対策協議会の経緯とこれからの採取地の展望は。
- 2、緑の協定や、砂利採取法・森林法・農地法などにかかわらず跡地利用の考えは。

【町長答】

中井町の砂利採取は、ご承知のとおり40年代の前半から本格的に始まり、ピーク時には県下の骨材生産量において3割を占め、ホコリや騒音などで住民生活にはご迷惑をおかけした時期もありましたが、その時代における町の産業として地元の経済の一翼を担ってきたことも事実であります。

近年は公共事業の削減及び採取事業者の減少などにより生産量も大幅に減少し、昭和47年から町の道路整備

等の財源の一部に補填する目的で徴収してきた砂利採取税を、平成23年度で終了させていただくとともに、終焉を迎える砂利採取地の方針・方策等を検討すべく、平成24年2月に協議会を立ち上げさせていただきました。

1点目「砂利採取地対策協議会の経緯とこれからの採取地の展望は。」のご質問ですが、今現在において砂利採取を行っている「田中・古怒田地区」においては、概ねこの先10年から15年でその役目を終えることは確実であることを踏まえ、計画的で秩序ある緑地並びに農地等の有効かつ効果的な復元を目指し、その方針・方策等を検討するため、先にも述べましたが3年前の平成24年2月に協議会を立ち上げました。

協議会の委員には、許認可機関である神奈川県の方にも入っていただき、まずは林地開発やみどりの協定、さらには農地の一時転用における農地法の許可条件など、基本的な復元に関する事項の確認をさせていただいたところで、その後において、土地所有者である地権者の方々にアンケート調査を実施させていただきました。

協議会を立ち上げた以降の会議開催が出来ず、地権者をはじめ委員の方々には大変申し訳なく感じております。私としても、砂利採取跡地対策については、町にとっても重要な施策であり、改めて関係者の皆様と協議しながら、効果的な跡地の利用に取り組んでいきますので、2点目の「緑の協定や、砂利採取法・森林法・農地法などにかかわらず跡地利用の考えは。」のご質問に対しては、法的規制を考慮しない跡地利用の発言は控えさせていただきます。

いずれにしても、砂利採掘がなされた後の広大な土地ですので、利用価値は、非常に高いと認識しております。

ハードルの高い要件はありますが、協議会や関係者皆様の意見を反映し、法令遵守を図った跡地利用を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

【問】2 防災対策の現状を問う

9番 原 賢三

近年、日本国内で異常気象による災害が各地で起きています。平成25年11月には伊豆大島の山津波や、平成26年8月には広島土砂災害、さらに、最近では鬼怒川の決壊による水害など多くの自然災害が起きています。また、その他にもゲリラ豪雨や竜巻による突風など、災害が多く発生しています。

町民は「安全だ」と考え、住居を構えられたと思います。幸いにして、本町では大きな災害は見受けられませんが、自然災害が発生した時、町はどのような対策を講じるのか。その後の対応については、行政の大切な役割だと思います。そこで次のことについて伺います。

- 1、防災計画に明記されている広域避難場所における収容人数の対応は可能か。生活必需物資の対応状況は。
- 2、戸別受信機のデジタル化への検討は、その後されたか。また対策本部の予備電源の確保は。
- 3、過去2回実施された宿泊訓練により、課題や問題点は。
- 4、学校での防災教育はどのように行っているか。
- 5、自治会未加入者や一人暮らし高齢者の災害時における対応は。

【町長答】

質問にもあるとおり、日本各地では気象災害や土砂災害、また地震災害、火山災害など、多くの死亡者も出る自然災害が発生しています。幸い、本町においては、大きな自然災害は発生しておりませんが、防災関係機関と連携し、町民が安全に安心して暮らせるよう総合的な防災対策を着実に推進してまいりたいと考えております。

それでは順次5点のご質問にお答えさせていただきますが、4点目のご質問については、私からの回答後、教育長から回答させますので、よろしくお願ひします。

1点目の「防災計画に明記されている広域避難所の収容人数の対応は可能か。生活必需物資の対応状況は。」についてお答えします。

地域防災計画に記載してある広域避難所の収容人員については、避難者収容可能面積から収容可能人数を算出したもので、各広域避難所における避難者の最大収容可能人数を表したものです。この収容人数は、学校の校庭等の屋外施設も含めて算出していますので、災害発生直後に家屋の全壊等により宿泊を伴う避難が必要となる者の収容が広域避難所の施設屋内だけでは不可能である場合は、他の公共施設へ収容する等の対応を行うこととしております。また、生活必需物資の対応についてですが、広域避難所には、非常食、調理用具、簡易トイレ、毛布などの生活用資機材を配備している状況です。

2点目の「戸別受信機のデジタル化への検討、対策本部の予備電源の確保は。」についてですが、本町の防災行政無線については、戸別受信機だけでなく防災行政無線のシステム全体を平成34年11月までに電波法の規制に適合した機器に更新する必要があり、国の方針であるデジタル化の対応を行っていく必要があります。情報機器や伝達手段が多様化している現状や本町の地理的・物理的特性を踏まえ、まずは、町からの防災行政情報を町民の確実に伝達でき、かつ災害時には自主防災会と町とで情報を受伝達できるシステムを検討、決定していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、対策本部の予備電源の確保については、災害対策本部となる役場庁舎に平成24年度に非常用発電設備を設置し、災害等により電気の供給がストップした際は、非常用発電設備が自動運転する設備を備えています。

次に、3点目の「宿泊訓練の課題や問題点」についてお答えします。

昨年6月定例会において原議員からご提案いただいた宿泊訓練につきましては、広域避難所となる学校体育館において、災害時を想定した環境の中で宿泊体験することにより、机上ではなく体験することにより明らかになる課題等を防災体制や防災資機材の整備等に反映させるとともに、参加された方には、災害時の心構えや適切な確な判断力・行動力を養っていただくことを目的に、本年3月には職員を対象に、10月には中村下地区の町民の方を対象に実施いたしました。

宿泊訓練の課題、問題点についてですが、10月に実施した訓練の参加者は公募制としましたので、広報紙、ホームページ、チラシ等により周知いたしましたが、参加者は8人に留まりました。訓練自体の課題ではありませんが、なお一層の防災意識の啓発に努める必要性を痛感いたしました。

また、私も宿泊訓練に参加いたしました。避難所設備の準備や設置に想像以上の長時間を要することや避難所運営のルールづくりの難しさを体験し、防災リーダーの養成に生かすべき事項や女性の防災事業への参画の重要性を実感したところであり、今後の防災知識の普及や自主防災組織の育成に繋げていきたいと考えています。

なお、訓練参加者との意見交換では、よい経験ができ今後の災害対応に役立てていきたいと意見もいただき、非常に好評であったことから、翌年度以降も継続して宿泊訓練を実施するよう担当課に指示いたしました。

次に5点目の「自治会未加入者や一人暮らし高齢者の災害時における対応は。」についてですが、町では平成22年より、ひとり暮らしの高齢者や障がい等を持つ方など、地震や風水害などの災害時に支援が必要な方を本人の同意のもとに登録し、登録名簿を自治会及び町や関係機関で共有することにより、災害時には迅速かつ安全に避難できる支援体制として、中井町災害時要援護者登録制度をスタートいたしました。

自治会未加入者や一人暮らし高齢者の避難誘導・救出など、身近な地域住民の支援が最も効果的であるとされていることから、自主防災会・民生委員等の地域の方々のもと、災害時における対応をしていただきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

(教育長)

4点目の「学校での防災教育はどのように行っているか」のご質問についてお答えします。

現在、小中学校やこども園では、総合的な地震防災対策を強化するとともに、火災等の非常事態発生時の対策を確立し、園児・児童・生徒及び教職員の生命身体の安全を確保し、併せて施設設備の保全を図ることを目的とした防災計画を策定しています。また、この防災計画には防災安全教育についても記載されており、防災安全教育の目標や内容、児童生徒に対する年間の防災訓練計画から教職員の研修内容にいたるまで、こと細かに明記し、総合的に防災安全教育を推進しています。

園児・児童・生徒に対する具体的な取組内容は各学校で多少異なりますが、園・学校では年間を通じて計画的に関連教科や道徳、学級指導等の中で学年に応じた防災安全教育を実践したり、地震等の自然災害や火災を想定した避難訓練や引き渡し訓練、集団下校指導等を実施したりしております。また、教育委員会は、年度当初に園・学校に対して、情報交換・研究協議の場として安全・防災教育担当者研究会を開催し、防災安全教育の充実や園児・児童・生徒の安全確保の充実に向けた取組を実施し、防災安全教育を推進しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

【問】 3 人口減少と少子化対策について

2番 井上 泰弘

わが国は、すでに人口減少社会が到来しています。急激な少子化に関する対策は、喫緊の課題であり、これは国を挙げて取り組まなければならないことであると思います。

民間の有識者による「日本創成会議」の人口減少問題検討分科会が、独自に推計した2040年の全国の市町村別人口を発表し、2010年から2040年までの間に20歳から39歳の女性人口が、50パーセント以下に減少する自治体のうち、2040年には人口1万人以下となる自治体を「消滅可能性が高いと言わざるをえない」市町村として発表し衝撃の声があがりました。

若年女性が50パーセント以上減少すると、たとえ出生率が上昇しても人口維持が困難になるという仮説に立った推計ではありますが、中井町は該当していないとしながらも、事態を冷静に認識し、人口減少と少子化から、なにか対策を打つ必要があると考えます。

そこで、2点についてお伺いします。

- 1、この日本創成会議の発表を、どう受け止めているのか。
- 2、人口減少と少子化対策について、どのように考えているのか。

【町長答】

日本は世界に類を見ない早さで、少子高齢化と人口減少が進んでいます。また、東京圏への過度な一極集中により、地方の活力が衰退することが懸念されています。

中井町においても、平成7年の10,398人をピークに人口減少と少子高齢化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所が公表した中井町の将来推計人口は、10年後の平成37年には9,013人、20年後の平成57年には6,970人まで減少すると推計されています。

このような状況下において、人口減少問題の克服と地域の活性化による「地方創生」に取り組むことが、国と地方において最重要課題となっています。

昨年、日本創生会議の発表した「ストップ少子化、地方元気戦略」の提言で、2010年からの30年間で、20歳から39歳の女性の人口が5割以上減少する消滅可能性都市が、全自治体の約半分に当たる896市区町村に上ることが明らかになりました。

県内においても9市町村が50%を超える消滅可能性都市として公表されました。本町は47.2%で、かろうじて消滅可能性都市を免れています。

しかし、人口を維持することが地域の活力を維持するために重要であることから、人口をどのように維持し、また、いかにして歯止めをかけるか、危機感を持って取り組んでまいります。

また、人口減少と少子化対策についてですが、現在、策定中の「中井町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、主に若者世代を中心に、転入増、転出減を図りながら社会減を抑制し、就労、結婚、妊娠、出産などの子育てのしやすい環境を総合的に整備することにより、20代、30代の若者が魅力を感じるまちづくりを積極的に戦略に盛り込んでいくこととしています。

若者が中井町に魅力と愛着を感じ、住んでみたい、住んでいてよかったと感じてもらえるまちづくりに、取り組むことが重要だと考えております。

子育て支援の分野のみならず、教育や福祉、雇用、観光、農業といったあらゆる分野の総合的な取り組みが、人口減少・少子化対策につながると考えております。

若者世代だけではなく、現在行っている各種施策も、人口減少・少子化対策、地域活性化につながるという信念のもとで、将来あるべき姿を見据えながら引き続き推進してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

【問】 4 自治会への地域担当制について

12番 小清水 招男

現在、町は「協働のまちづくり」を推進しています。この活動の根本でありパイプ役であります各自治会は、隣近所の関係の希薄化や、各戸の個別化が見受けられ、自治会活動は低迷する傾向です。更に高齢化が、この傾向に拍車をかけていることが散見されます。

安全で安心した町づくりを目指して個性的で活力に満ちた豊かな地域社会を実現していくためには、従来の行政主導の体制だけではなく、地域住民自身の創意と工夫による活動も推進する必要があります。

2012年9月にも提案しましたが、改めて地域と行政の新たな関係として職員の地域担当制を提案し以下の質問をします。

- 1、町民全員を対象にしたボランティア保険の利用状況は。
- 2、地域支援課がパイプ役となり総合窓口活動は機能しているか。
- 3、活動支援策として、町職員を各自治会担当制にできないか。
- 4、「協働のまちづくり」に関連し期待される地域の役割は。

【町長答】

自治会は、地域と行政とのパイプ役としてだけでなく、最も身近なコミュニティ組織として、地域の防犯や災害・環境対策、地域活性化などにも大きく寄与しており、町民の皆さんにとっても必要不可欠なものであると認識しております。

しかしながら、議員がおっしゃるとおり、少子高齢化や核家族化などを背景とした社会情勢の変化により、本町においても自治会加入率は減少傾向にあります。

こうしたなか、町としましては、より個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくためには、これまでのような行政主導によらない、地域住民自身が主役となって地域を活性化させていくことが重要であると考えております。

それでは、4点の質問に順次お答えさせていただきます。

まず1点目「町民全員を対象にしたボランティア保険の利用状況は。」につきましてお答えします。平成24年度より町民活動保険制度を導入し、自治会や地域活動団体等が安心して地域活動等を行うための支援を行っております。補償実績としては平成24年度に通院3件、入院1件の計4件で28万6千円、平成25年度は該当はなく、平成26年度は通院1件で6万4千円が、本制度により補償されています。町としましては、今後とも町民の皆さんが安心して各種活動に取り組むことができるよう、町民活動保険制度を継続してまいりたいと考えています。

2点目「地域支援課がパイプ役となり総合窓口活動は機能しているのか。」につきましてお答えします。地域支援課は平成24年度に自治会や地域活動団体等の総合窓口を担い、行政のワンストップサービスを行うため設置しました。自治会等で発生する、道路、防犯、ごみ等の地域の課題について、地域支援課が窓口となり担当課と連携を密にとり対応しているところです。

3点目「活動支援策として、町職員を各自治会担当制にできないか。」についてお答えします。

本案件につきましては、過去にもご質問いただき、庁内で検討いたしました、「自治会への関わり方によって地域の自主性が低下してしまうのではないか」、「職員の取り組み方がまちまちになってしまうのではないか」、などが懸念されること、また、2問目の回答とも関連しますが、地域支援課が自治会からの総合窓口を担っていることから、地域の課題の吸い上げや相談対応等、地域担当制に近い効果が得られているものと認識していますので、自治会への地域担当制の導入は考えておりません。

最後に4点目の「「協働のまちづくり」に関連し期待される地域の役割は」についてお答えします。行政が行う平準的なサービスでは対応できない、地域独自の課題の把握や、それに対する主体的な対応を期待するところです。なお、町といたしましても、一方的に自治会に任せるわけではなく、そういった活動を支援するとともに、連携しながら課題解決に向け取り組んでいきたいと考えております。

これからのまちづくりには、地域と行政が連携・協力していくことが重要であり、今後とも積極的な情報交換等により相互理解を深め、信頼関係を築きながら協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

【問】5（1）ごみ出し困難な世帯におけるごみ収集について

1番 加藤 久美

現在、中井町のごみ収集場所数は、約165箇所です。各家庭から収集場所までの距離は、徒歩でごみ出しの出来る方から、車でのごみ出しまで様々です。

特に危惧するのが、高齢者世帯、障がい者世帯の状況です。収集場所までの距離が遠く、ごみ出しが困難なことから、自宅にごみが溜まり、ゴミ屋敷化したり、昔からの習慣で、野焼きを続けたり、ごみ出しの為にかなりの高齢になっても車を運転しなくてはならない、などです。

近隣の自治体においては、環境と福祉の両面から行う審査により、対象と認可された住民へは戸別収集を行っ

ております。

中井町では現在、どのような対応を行っており、今後、環境と福祉による共同での対応を検討される考えはないか伺います。

【町長答】

現在、本町のごみ収集は、身近な生活道路の一部には狭小区間があることや、戸別収集では作業に時間が掛かり、収集経費が増大してしまうことなどから拠点収集としております。

また、ごみ収集場所は、各自治会に現在165カ所で、自治会からの要望や利用者世帯数等を勘案し、収集場所を設置しているところであり、利用や管理については、その多くを自治会等に任せております。

なお、収集場所に搬入できない粗大ごみは、有料による戸別収集を行っておりますが、庭木の剪定等については、焼却による二酸化炭素の排出抑制と、ごみ減量化を図る目的から、無料による戸別収集を行っております。

そうした中、ごみ収集場所が遠く、歩行も困難な高齢者や障がい者で、ごみ出しに苦勞されている方もいらっしゃることは認識しているところであり、本町では、自立支援の観点から、高齢者等に対するごみ出しや、買物、掃除など町ホームヘルパーにより生活支援をしております。

いずれにしましても、住民の生活の向上や環境への配慮等も鑑み、誰もが住みよいまちづくりを推進すべく、地域の繋がりを大切にしたい支援ができるよう調査検討し、更なる福祉、環境の向上に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

【問】 5 (2) 小中学校での災害用ヘルメットの導入について

1番 加藤 久美

小中学校では現在、災害時に備え防災頭巾を各自個別に用意し備えております。

学校滞在中の児童・生徒の命を守るため、出来る限りの備えをするのは行政の義務であり、責務と考えております。そのために児童・生徒全員へより安全性の高いヘルメットを導入する考えはないか伺います。

【町長答】

(教育長) 日頃から、こども園も含め、各小中学校では、教育委員会の指導のもとで、園児・児童・生徒の安全確保や教育環境の向上を目指し、防災安全を含めた学校教育の推進及び学校の施設設備の充実に努めております。また、防災安全教育の一環として、現在、学校では保護者の方々のご理解のもとで、児童生徒一人ひとりに防災頭巾を持参してもらい、万が一の災害時の対応や日頃の防災訓練などに活用しているところです。

この度、議員より、より安全性の高い災害用ヘルメットの導入についてご意見を頂いたところですが、地震などの危険発生時には、ご指摘のとおり、子ども達の危険回避、安全確保のためには、災害用ヘルメットを活用した安全対策は大変有用であると考えています。また、今年7月には、本町PTA連絡協議会会長より、防災の安全性をより高めるべく、町が児童生徒用の折り畳み式ヘルメットの購入について検討すべきではとの同様の意見を賜った経緯もございます。

そこで、教育委員会では、教育委員会定例会や園長校長会において、災害用ヘルメットの導入について、教育委員や園長・学校長の意見を聴取し、検討してまいりました。その結果、防災頭巾とヘルメットとの比較において、それぞれ一長一短はあるものの、その防御性や遮断性、携帯性、使いやすさを考慮した装着面など総合的に勘案したところ、学校生活においては、防災頭巾が適しているとの判断をさせていただきました。

教育委員会としては、園児・児童・生徒一人ひとりの安全を確保するため、危険防止に必要な最善の措置を講ずる所存でございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

【問】 5 (3) こども園における園内連携と安全対策等について

1番 加藤 久美

中井町立こども園の運営も2年目となります、こども園の基本理念である「すべての子ども達に最もふさわしい生活の場を保証し、愛護するとともに最善の利益を守り、義務教育の基盤を培い、子どもたちの健やかな心身の成長のために保育・教育をします。」これを基本とし、子ども達が毎日楽しく通園する意欲を持ち、保護者が安心して子どもを託すことができる園となっているのか。次の4点についてお尋ね致します。

- 1、災害時などにおける、避難経路の確保と対策は。
- 2、園内における安全性の確保は。

- 3、幼保職員の連携は。
- 4、義務教育の基盤を培うための教育はなされているのか。

【町長答】

(教育長) なかいこども園は、町内にあった2つの町立保育園と幼稚園を統合し、平成26年度に開設された幼保連携型認定こども園となっています。2年目を迎えた当園では、地域の方々をはじめ、皆様方のご支援ご協力のもとで、中井町の将来を担う子ども達の教育・保育の実践に日々努めているところであります。

それではまず、1点目の「災害時などにおける、避難経路の確保と対策は。」のご質問にお答えします。現在、こども園の災害時の避難経路及び対策については、園が策定した防災計画に明記されており、この防災計画に従って、月1回、園児と職員による避難訓練の際に避難経路等の確認を行っております。

具体的な災害発生時の避難経路は、1階からは、各教室や指定された経路から、どんぐり棟2階からは、園舎内の東階段を使って避難する経路と園舎西側の外階段を使って避難する2つの経路を設け、非常時に備えています。また、さくらんぼ棟についても、2階の遊戯室から外階段を使って避難できるようになっており、災害時の円滑かつ迅速な避難行動がとれるよう避難経路を確保しております。

次に2点目の「園内における安全性の確保は。」のご質問ですが、こども園では、園児の安全を確保するため、業者委託による保守点検作業や職員による日常の施設設備点検を行っております。具体的に、まず毎月1日を「安全点検日」と位置付け、安全点検表に基づく施設設備や遊具等の安全点検を行っております。

設備修繕や器具交換など必要があれば、速やかに教育委員会と協議し、適切な処置を行い万全を期すよう対応しているところです。

さらには、園内の廊下や階段の降口に鍵付きの扉を設置するなど、園児の安全確保に努めるとともに、警察の協力による不審者対応訓練を年1回行い、非常時に備えた対応と職員の意識啓発を図っております。

続いて、3点目の「幼保職員の連携は。」とのご質問ですが、こども園化により、現在は幼保職員の区別はなく、全員が保育教諭として勤務しています。職員組織としては、大きく0歳児から2歳児までの乳児部と3歳児から5歳児までの幼児部に分かれています。月1回開催する職員会議や、乳児部会、幼児部会、年齢ごとの学年部会を通し、職員相互の教育・保育に対する共通理解を図り、きめ細やかな教育・保育の実践に心掛けています。また、年齢が異なる乳幼児の異年齢保育にあたっては、事前に計画を立てて保育内容の共有を図るなどそれぞれ創意工夫を努めながら、職員間の共通理解や共通実践に努めています。

最後に4点目の「義務教育の基盤を培うための教育はなされているのか。」のご質問にお答えします。こども園では、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育を実践しています。特に、義務教育の基盤を培うための教育として、「小学校以降の生活や学習の基盤の育成」や「小学校教育との円滑な接続」に配慮し、教育の内容に関して年間の全体的な計画を作成し、指導方法を工夫したり、保育教諭が相互理解したり、また園児と児童の交流や教職員の交流を実施したりして、園と小学校が組織的に連携しています。

また、教育委員会は園・小・中が一貫性をもって取り組むようこども園に「活動意欲を高める学びの芽生え」の実践研究を指定しています。

このように乳幼児期にふさわしい生活を通して、園児の創造的な思考や主体的な生活態度を育成し、学校教育がめざす生きる力の基盤を培うよう日々努めておりますので、ご理解と園への温かいご支援を引き続き賜りたいと存じます。

【問】 6 (1) TPPの中井町産業に及ぼす影響と対策・対応は

7番 尾尻 孝和

平成27年10月6日、難航していたTPP（環太平洋連携協定）交渉の「大筋合意」が発表されました。TPP交渉参加にあたって、国会決議が聖域とした重要5品目（コメ・麦・牛・豚肉・乳製品・甘味資源）で大幅譲歩がなされ、野菜・果物などの関税撤廃も「大筋合意」で突然の発表となりました。

しかしながら、「大筋合意」でTPP交渉は終了ではありません。条約発効には各国での批准（日本は国会承認）が必要になり、日本農業新聞の農政モニター調査では、「今回の大筋合意は国会決議違反」との回答が69%におよび、国会審議は来年度予算成立後の4月以降とみられ、まだ条約発効の見通しはたっていません。

そこで、次の3点について伺います。

1、「大筋合意」が批准・調印され、執行された場合、町の産業、とりわけ今後の農業や豊かな里山の保全に及ぼす影響をどのように認識されているか。

- 2、仮に、批准・調印され、発効となった場合、中井町としての対策をどのように考えているか。
 3、農産物関税撤廃、食の安全、保険市場の開放、自動車関税の長期間維持など、多くの問題を抱えるTPPに、町長は批准反対の意思表示と働きかけをする考えは。

【町長答】

TPPは、環太平洋地域において、関税の撤廃による貿易の自由化などの経済連携協定で、平成23年より日本も協議に加わり、10月の閣僚会合で日本を含む12カ国で、大筋合意されたことについて示されましたが、とりわけ農業分野については重要5品目を含む多くの農畜産物が大幅な市場開放を迫られることになり、農業者にとっては厳しい合意内容と受け止めております。

これらを踏まえ、国はTPPの締結に伴い、農業政策には万全の対策を期していくとされていますが、引き続き国民に対する食糧の安定供給と農業の持つ多面的機能を十全に確保していく必要があると認識しております。

それでは一点目の「大筋合意が批准・調印され執行された場合、町の産業、今後の農業や豊かな里山の保全に及ぼす影響をどのように認識しているか」のご質問にお答えします。

現在のところTPPの執行による本町の産業への影響の試算は行なっておりませんが、農畜産物の価格が下落することにより、生産意欲の低下から耕作を放棄する農業者は出てくることは考えられます。また、現在町で抱えている農業者の高齢化や農業後継者等の担い手不足に更に負の要因が加わることで、荒廃農地の増加や、これに付随して有害鳥獣の増加など、農業の持つ多面的機能の低下や生活環境へも影響が出てくることが推測されます。

二点目の「批准・調印され発効となった場合、中井町としての対策をどのように考えているか」のご質問にお答えします。

TPPの大筋合意により、国は農業関係者の懸念を払拭するために、経営安定対策、輸出促進、農業の高度化等、攻めの農業へ転換等を政策大綱に盛り込むとしており、町としましても、国や県の動向を注視し、町の農業政策に取り組んでいく必要があると考えます。また、消費者の多い都市近郊で安全安心な農畜産物を提供できる本町の優位性をPRし、地産地消を推進することや、農地の有効利用を図るための新規就農希望者への農地の斡旋や、農業者と商工業者が連携して本町の農畜産物を使用した加工品を誕生させるなど6次産業化を推進し、魅力ある農業の発展を尽力してまいります。

三点目の「農産物関税撤廃、食の安全、保険市場の開放、自動車関税の長期間維持など、町長の批准反対の意思表示と働きかけをする考えは」のご質問にお答えします。

TPPによる合意内容が、国内農業だけでなく、全ての産業、全ての消費者が安全で安心した生活が出来なければならないと認識しておりますので、その影響などを町民が理解できる情報の開示などの国への働きかけを県等関係機関と協議していきたいと考えます。

いずれにしましても、TPPの対応につきましては、国や県の動向を鑑み、判断し、行動してまいりたいと考えますので、ご理解賜りたいと存じます。

【問】 6 (2) 比奈窪バイパスの安全対策を

7番 尾尻 孝和

長年の懸案となっていた比奈窪バイパスが、関係されたみなさんの協力と取り組みにより、10月27日に開通しました。

道路幅も広い見通しの良い直線道路となり、スピードも出やすいことから、このバイパスを横断する歩行者やバイパスに出る車両、横断する車両の運転手、近隣のみなさんなどから交通事故への懸念が寄せられています。

計画・工事段階から、町議会でも安全対策への論議がなされ、中井町としても松田署や土木事務所への要望をおこなってきたと承知しています。

- 1、開通後、安全対策で町に寄せられている声は。
- 2、開通後の交通事故の状況は。
- 3、町として安全対策への取り組み状況、県警や神奈川県への対応は。

【町長答】

この県道77号、平塚松田線改良事業は、平成3年に新中井隧道より県道中井羽根尾線との間860mを事業

化し、現道拡幅区間440mは平成9年に供用し、残りの区間420mの比奈窪バイパスは関係各位のご協力により今年10月27日に開通を迎えました。

整備に四半世紀近くを要しましたが、改めてこの道路を活かした中村地区の中心拠点として、役場周辺としての拠点整備を関係者のご理解とご協力を頂き進めてまいります。

それでは、尾尻議員の3点のご質問に順次お答えします。

1点目の「開通後、安全対策で町に寄せられている声は」についてですが、比奈窪バイパス区間の整備が確実となった一年前から、バイパスと周辺道路の接続や交通規制について、事業者である神奈川県、公安委員会や所轄の松田警察署、路線バスを運行する神奈中や学校関係者、そして地元自治会の関係者の方々と、当初の地域からの要望事項も踏まえた供用開始後の安全な道路環境について交通協議を重ね、最終的に現状の規制形態で開通を向かえたところです。

開通前から交差点への信号機の要望や、開通後においても大町線との交差点に「横断歩道の増設が出来ないか」とのお話をいただいておりますが、交通協議においてもカーブ付近への設置は難しいとの判断がされている旨をお伝えしております。

2点目の「開通後の交通事故の状況は」についてですが、交通の流れや交通規制の形態等が大きく変わることから、開通前から現地への予告啓示をはじめ、HPでの周知、周辺自治会への2度のお知らせと全戸への注意喚起を行い、供用開始から5日間は、昼夜における交差点での安全監視と指導を行いました。

指導終了後の11月2日以降において、比奈窪バイパスと町道万年橋線等の交差点で8件の車両事故が発生しております。

どの事故も、万年橋方面からバイパスを横断または右折する際に、井ノ口方面からバイパスを直進してきた車両と接触事故で、3点目に「町としての安全対策への取組状況、県警や神奈川県の対応は」に関わるご質問を頂きましたので、今まで行ってきました対策や今後の対策についてお答えします。

第1の事故が発生したことを受け、早急に県と協議し町において交差点注意の看板を設置させていただき、その後も事故が発生したことから、更に赤色回転等や注意喚起の看板などを追加するなどしてまいりました。

松田警察署においても、開通後から巡視等の強化をしておりますが、それでも事故が頻発したことから、松田警察や県警本部では事故の発生を重く受け止め、11月13日に「交差点の町道側に一時停止を設ける」ととし、公安委員会へ上申されました。

県西土木事務所とも調整し、既にバイパスに交差点注意の路面標示を行うとともに

一時停止が設けられる間に重大事故の発生を防止するため、道路管理者として町道万年橋線のJA中井支店西側を停止規制が設けられるまで車輛通行止めの措置をしました。

いずれにしましても、周辺道路を含めた安全対策については今後も交通状況を注視し、道路利用者にとって安全と円滑な道路となるよう、町としても松田警察署や県西土木事務所と連携して取り組んでまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

【問】7 平成28年度の予算編成は

10番 岸 光男

町長に就任され1年が経過した中、新年度に向けて2度目の予算編成作業が進められている。

町長は就任まもなく、「戦略みらい会議」「まちづくりカフェ」など立ち上げられ、また「まちづくりアンケート」が町民と事業所を対象に実施され、民意の把握に務められている。

これから公約の実現や主要施策の実施に向けて予算編成をされますが、国・地方自治体を問わず大変厳しい財政状況の中での予算編成であり、町長や担当課においては悩ましい時期でもある。

町においては、地域特有の課題を含め数々の課題を抱えている。どのように予算立てをして、問題に取り組んでいかれるのか期待されている。そこで次の点について質問します。

- 1、当初予算編成の基本方針は。
- 2、町税他、財源の見通しは。
- 3、主な推進重点施策は。
- 4、予算の編成は、総合計画をどの程度加味しているのか。

【町長答】

我が国の経済情勢は、緩やかな回復基調が続き、景気も緩やかに回復していくことが期待されておりますが、海外経済の影響に留意する必要があるとされております。

国では、経済再生と財政健全化の実現に向け、新たな3本の矢の政策として、GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職者ゼロの目標を掲げ、女性が働きやすい社会を創り出すことで成長につなげて行こうとしています。歳出全般にわたり、聖域なく徹底した見直しを進めるとし、国の取組と基調を合わせた地方の環境は、一層厳しさを増しております。

そのような中、本町の財政状況は、これまでの財政健全化の取り組みなどによりまして、財政指標については健全財政が図られているものの、国の地方財政政策の動向に大きく影響を受ける財政構造になっております。

歳入の根幹を成す町税の個人町民税では、生産年齢人口の減少、法人町民税では、法人税割の税率引き下げの本格化と実効税率の引下げ、固定資産税においては、地価の下落や企業の新たな設備投資が見込めないことなどにより、町税全体で大幅な減収となる見通しです。今後は、税制改正や経済情勢を反映した町税の減収に加えまして、各種交付金等についても過度な期待もできず、歳入見直しは非常に厳しい状況が続くものと予想しております。

一方、歳出面においては、少子高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増加や公共施設等の改修、下水道会計への繰出金など、避けられない状況となっており、多様化する町民ニーズや諸課題を的確に把握し、各施策を着実に推進するためには、財政調整基金の取り崩し等により収支の均衡をとる必要もある厳しい財政状況となる見通しです。

平成28年度の予算編成に当たっては、厳しい財政状況をしっかり認識した上で、持続可能な財政基盤の確立に向けて財源の確保と最適運営を図り、身の丈に合った予算編成を基本といたします。そうした前提の中でも、地域活性化、人口減少・少子高齢化などの課題解決に向けて、重点的に予算の配分をすることとしております。

まず、重点施策の第1が、地域活性化の促進です。シティプロモーションを推進し、まちの価値と魅力を高め、活力を生み出す原動力と新たな地域資源の創出、将来の税収の増加を図ります。地方創生の新型交付金を活用した取組や、インター周辺・役場周辺・砂利採取跡地の3つの拠点整備、子育て環境整備、生涯学習、ボランティア活動の充実などを進めることで、全ての町民がいつまでも明るく元気で、生きがいを持って活躍できるまちづくりに取り組んでまいります。

第2が、くらしの満足度の向上です。福祉・健康・教育・交通利便性などの充実により、日常生活の質を高め、町民が住みやすい・住み続けたいと感じるまち、町民、企業からも選ばれるまちづくりに取り組んでまいります。

第3が、災害対策強化と健全財政です。財政状況は厳しくなりますが、総合的な災害対策の強化や、計画的なインフラ整備により、安全安心なまちづくりに取り組んでまいります。

なお、平成28年度は第六次総合計画のスタートの年になりますので、私にとりましても重要な予算編成と認識しております。第六次総合計画策定を進めながら、柔軟な発想と創意工夫によって、真に実効性のある予算になるよう、選択と集中による予算編成に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

【問】 8 (1) 民生委員・児童委員を「支える」体制づくりを

8番 戸村 裕司

民生委員・児童委員は、地域の見守りや行政への橋渡し役など、地域福祉の中核として様々な活動を担っている。近年は一人暮らしの高齢者の増加や核家族化の一層の進行などにより、重要度が増す一方、負担の増加や、なり手不足が課題になっている。自治会ともかかわりは深い「ふたつの自治会が担当区域になっている」、「自治会に属していない避難行動要支援者がいる」などで、独自に活動する場面も多い。さらにはプライバシーへの配慮などもあり、日々の着実で献身的な活動がなかなか伝わらないこともある。今後は地域ぐるみで民生委員・児童委員を「支える」体制づくりが不可欠になる。以上の観点から質問します。

- 1、改選期を控え、定数増加など、担当区域の適正化への取り組みの進捗状況は。
- 2、県の地域福祉コーディネーターの養成を拡充するなど、地域福祉への理解者と実践者を増やすべきでは。
- 3、PR紙等で民生委員・児童委員の活動の理解を広げたり、推薦に資する広報を拡充する考えは。

【町長答】

民生委員・児童委員は、知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、給与を支給しない非常勤の特別職として、日頃より、地域において社会奉仕の精神に基づき、高齢者世帯の見守りをはじめ、住民の立場にたって、さまざまな福祉に関する相談の窓口として、また、支援を必要とする住民と行政とのパイプ役として、ご尽力をいただいております。

町でも高齢者が増加する中で、民生委員・児童委員の活動に対する期待が、ますます高まっているところです。

1点目の「改選期を控え、定数増加など、担当区域の適正化への取り組みの進捗状況は」についてですが、町では、現在、25名の民生委員・児童委員が委嘱され、主に児童問題に関する事項を専門に扱う2名の主任児童委員と、自治会を担当区域として、23名の委員が活動をされています。

こうした中であって、ご質問にありますように、二つの自治会を担当区域としている委員より、他地域の実情把握が難しいことから、定数を見直してほしいとの要望を伺っております。民生委員・児童委員の選出にあたりましては、地域に候補者の推薦依頼をお願いしていることから増員要望の課題を整理しているところであります。

2点目の「県の地域福祉コーディネーターの養成を拡充するなど、地域福祉への理解者と実践者を増やすべきでは」についてですが、神奈川県では、住民による主体的な活動と、行政や民間が協働しながら、それぞれの役割を果たしていくことが大切であるとのことから、課題やニーズを発見し、地域での生活を支えるネットワークの中心になる人材を、育成する取り組みをしています。

そこで町では、県との共催により、平成23年度より地域福祉の担い手である民生委員・児童委員を対象に、「地域福祉コーディネーター研修」を実施しております。本年度は、民生委員・児童委員の他に一般の方も対象に、地域づくりを進めるキーパーソンの役割を担っていただく、人材育成の研修会を実施いたしました。

今後、一人暮らし高齢者など、地域において見守りや支援が必要な人が増えることが予想され、ますます民生委員・児童委員の役割は大きくなると見込まれます。こうした研修会の取り組みを通して、地域で支えていただける人材を、増やしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「PR紙等で民生委員・児童委員の活動の理解を広げたり、推薦に資する広報を拡充する考えは」についてですが、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりとして、民生委員・児童委員の役割や活動内容を、広く住民の方々に知っていただくために、広報やホームページの掲載など、啓発に取り組んでおります。

また、担当地区ごとに民生委員・児童委員の紹介（PR）カードを持参しての訪問活動や、美緑なかいフェスティバルでの啓発活動などの取り組みをしています。

平成28年12月の一斉改選を迎えるにあたり、より一層、住民の方々に民生委員・児童委員活動の理解を広め、また、担い手確保のために、民生委員・児童委員が身近に感じてもらえるよう、民生委員・児童委員協議会と連携してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

【問】 8（1）「仕分け作業」で行政改革を

8番 戸村 裕司

第五次総合計画後期基本計画の進捗状況評価結果が公表されている。所管課により、継続評価等がなされており、その中には、縮小だけでなく、見直しや廃止の検討を要する施策も散見される。また事務局である企画課の意見等で、重複が見られる施策も指摘されていることから、すぐにでも適切な対応が必要だ。

町長は公約に「仕分け作業」をあげており、重複したり、役割を終えたりした施策を吟味し、無駄をなくし、行政全体の改革につなげようという取り組みに期待したい。

外部評価や、客観的な指標に基づいた評価は言うまでもないが、評価そのものが膨大な事務量であることも鑑み、適切な評価体系を確立すべきだと考える。以上から質問します。

- 1、「仕分け作業」の取組方針は。
- 2、外部評価を加えた事業評価の考えは。

【町長答】

私が町長選に立候補する際、財政基盤の健全化をめざし「仕分け作業の導入」を選挙公約の一つに掲げたことは、議員ご指摘のとおりです。

第五次総合計画後期基本計画で、進捗状況評価を行っている基本施策は、全208事業に及びます。

さらに、基本施策で管理していない事業や、予算を伴わない事務事業などを含めると、その数はさらに膨れ上がります。それらすべてを基本施策単位で進捗管理することや、仕分け作業の対象事業とし、客観的判断を下すことは、第六次総合計画を策定していくうえで重要な課題であると認識し、事務局を中心に庁内で検討を進めているところです。

町民が求める行政サービスも、量的サービスから多様化した質的サービスへと変化してきています。

そのような状況の中、町民の役に立つ場所にいる職員の本分は、町民サービスの提供とその質的向上であり、施策の進捗状況や進行管理など付帯的な事務作業は、当然必要なことであると認識しておりますが、あくまで質の高いサービスを提供するための方法であることから、方法のみにとらわれることのないよう、できるだけ効率化を図ってまいります。

必要な町民サービスを将来にわたって安定的に提供するためには、時代の変化や社会経済情勢に応じた事業を掲げ推進していく必要があります。

そのためには、すでに目的を達成した事業や町民の要請に基づかない事業など客観的に分析し、見直し・縮小するだけでなく廃止という選択肢も含め、痛みを伴う判断も時として必要となってきます。

行政の無駄を省くための「仕分け作業」という形では、今現在、目に見える形で示すことはできていませんが、総合計画、基幹計画、個別計画の階層性を図り、役割分担を明確にすることで行政計画の整理・統合を図り、もって行政の無駄を省くことと認識し策定作業を進めてまいります。

テレビで目にするような国の仕分け作業とは異なりますが、総合計画で体系化された分野別計画の基本施策の整理・統合とレベル間の均衡を図り、数を絞り込むことで適切な評価体系を確立していきたいと考えております。

「外部評価を加えた事業評価の考えは」については、近隣市町の先行事例や有識者の助言を仰ぎながら、まずは中井町の身の丈にあった外部評価の方法を検討し、試験導入などを行いながら、中井町モデルを構築していきたいと考えており、段階的に精度を高めていければと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。